

資料編

資料編

1 印西市の緑の現況

(1) 印西市の緑の現況

① 人口

印西市の人口は、令和2年4月1日現在、103,794人となっています。世帯数は41,444世帯であり、人口密度は838.5人/k㎡です。

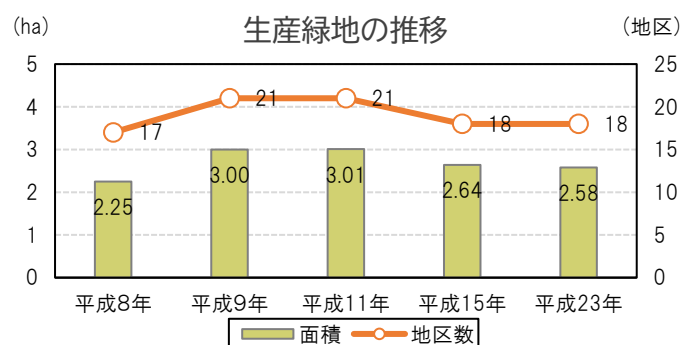
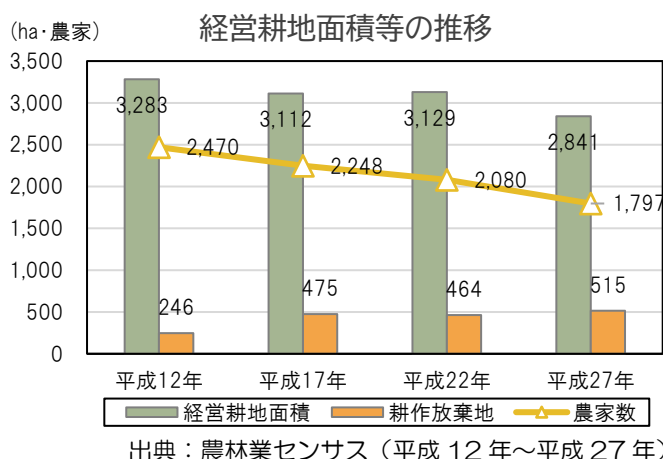
市の面積	123.79 k㎡
市内人口	103,794 人
男性	51,427 人
女性	52,367 人
世帯数	41,444 世帯
人口密度	838.5 人/k㎡

② 農業

全体の耕地面積は減少しており、耕作放棄地は平成17年から22年にかけて11haが解消されたものの、平成22年から平成27年にかけて51ha増加しています。また、全体の農家数は減少しています。

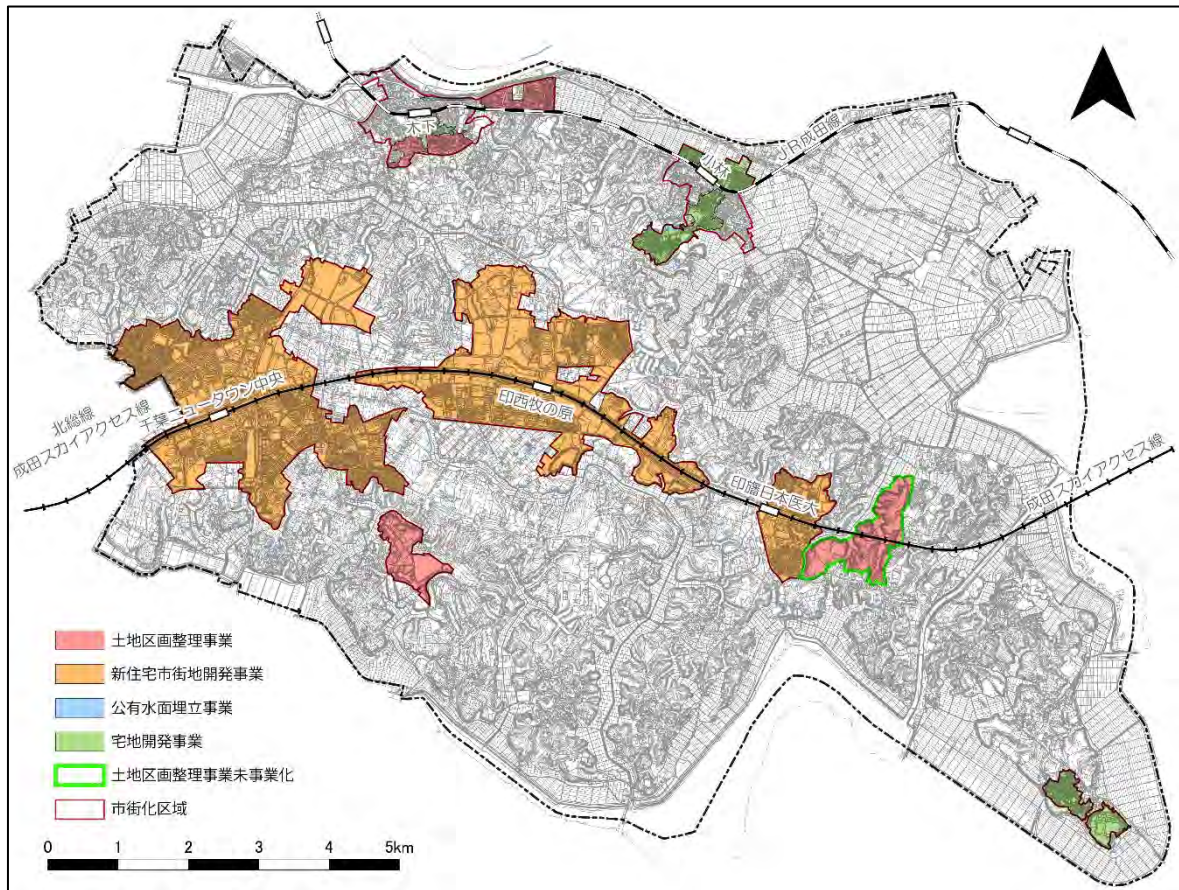
令和2年4月1日時点の生産緑地は18地区2.58haが指定されており、平成23年以降は地区数・面積ともに増減はありません。

※平成11年から平成15年にかけて3地区減少しているが、そのうちの2地区は土地区画整理事業に伴う集約換地による廃止である。



③ 市街化動向

土地区画整理事業は、完了が4件、未事業化が1件となっています。また、新住宅市街地開発事業が1件、宅地開発事業が3件(5ha未満及び新住宅市街地開発事業区域内を除く)、公有水面埋立事業が1件、それぞれ完了しています。



市街化動向位置図

※宅地開発事業は5ha以上を掲載

宅地開発事業は新住宅市街地開発事業区域内を除く

出典：印西市 都市計画基礎調査（H28）一部加工

④ 避難場所の指定

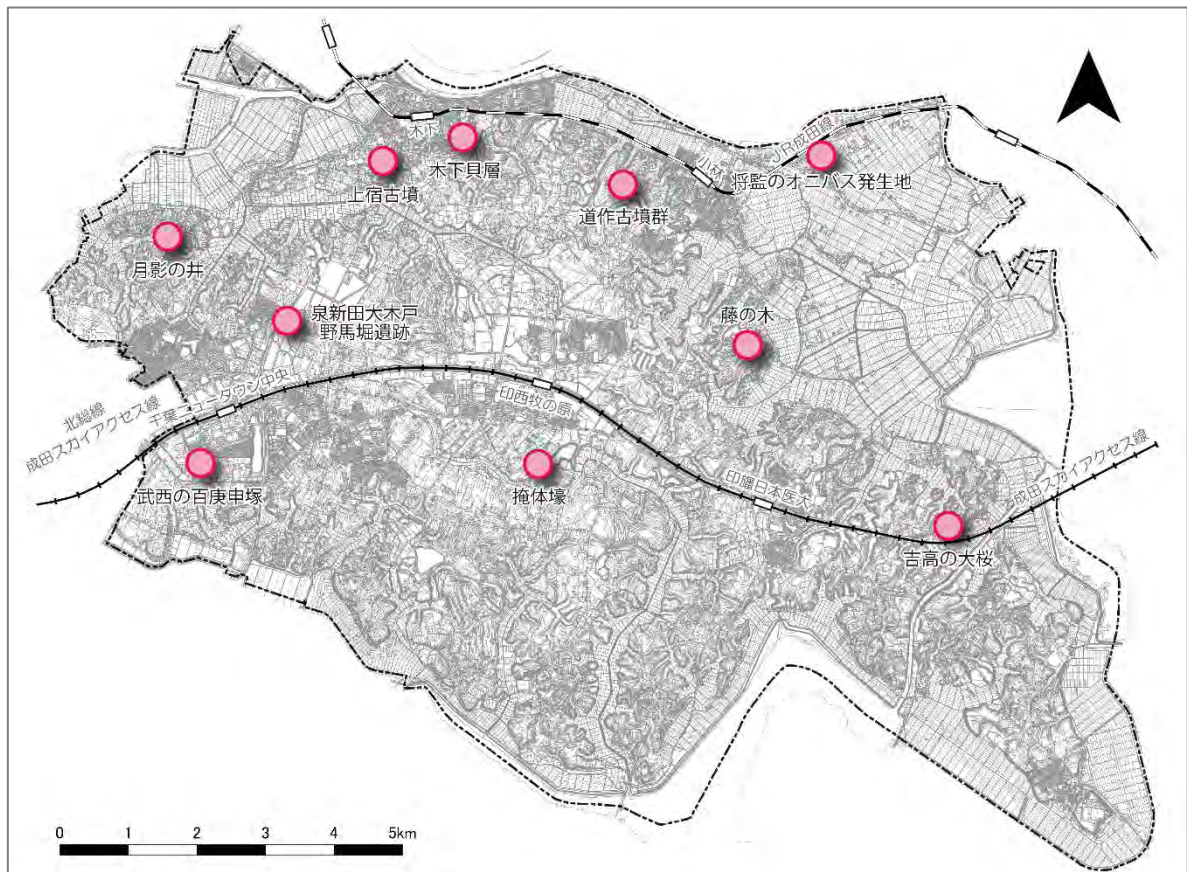
広域避難場所として、北総花の丘公園、東京電機大学千葉ニュータウンキャンパス、松山下公園の3箇所が指定されています。

また、一時避難場所として、松山下公園、本埜スポーツプラザ、印旛中央公園等の近隣公園以上の規模を有する公園(木下交流の杜公園を除く)が20箇所指定されています。

⑤ 指定文化財

市内の指定文化財は、国指定文化財6件、県指定文化財17件、市指定文化財26件の計49件と国登録有形文化財1件があり、その中でも天然記念物、史跡として10件が指定されています。

種類		名称	所在地	指定年月日
国の指定文化財	天然記念物	きおろしかいそう 木下貝層	木下 1944	平成 14 年 3 月 19 日
県の指定文化財	天然記念物	しょうげん 将監 のオニバス はっせいち 発生地	将監地先	昭和 52 年 3 月 8 日
市の指定文化財	史跡	つきかげ い 月影 の 井	浦部 1261-2	昭和 43 年 4 月 25 日
		かみじゆくこふん 上宿古墳	大森 2346-2 (個人宅)	昭和 48 年 1 月 19 日
		むざい ひゃくこうしんづか 武西 の 百庚申塚	武西学園台 3 丁目 128	平成 11 年 3 月 25 日
		いずみしんでんおおきどのまぼりいせき 泉新田大木戸野馬堀遺跡	草深 1878-7・ 泉 70-10	平成 17 年 8 月 16 日
		どうさくこふんぐん 道作古墳群	小林 2826-1、2826-5	平成 26 年 3 月 24 日
		えんたいごう 掩体壕	東の原 3 丁目 108	平成 28 年 9 月 23 日
	天然記念物	よしたか おおざくら 吉高 の 大桜	吉高 930-1-1 (個人所有)	昭和 56 年 10 月 15 日
		ふじ き 藤 の 木	中根地先(個人宅)	昭和 54 年 5 月 28 日



指定文化財位置図

※現在、将監のオニバス発生地においてオニバスを確認することはできない。

⑥ 県立印旛手賀自然公園

印旛沼、手賀沼を含む区域が県立印旛手賀自然公園として指定されています。



県立印旛手賀自然公園位置図

出典：千葉県 自然環境保全地域等指定状況

⑦ 緑地協定の概要

ア 緑地協定の概要

緑地協定とは、都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。緑地協定では次の内容を定めています。

緑地協定の内容
・緑地協定の目的となる土地の区域
・次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの ・保全又は植栽する樹木等の種類 ・保全又は植栽する樹木等の場所 ・保全又は設置するかき又はさくの構造 ・その他緑地の保全又は緑化に関する事項
・緑地協定の有効期間(5年以上 30年未満)
・緑地協定に違反した場合の措置

イ 本市における緑地協定締結内容

平成23年に、スマートハイムシティ印西牧の原地区において緑地協定が締結されました。

緑地協定の名称:スマートハイムシティ印西牧の原地区緑地協定

認可日:平成23年8月26日

有効期間:本協定の効力が発した日から起算して10年とし、有効期間満了6か月前までに、土地所有者等の過半数の文書による廃止の申し立てが無いときは、さらに10年間延長するものとし、その後も同様とする。

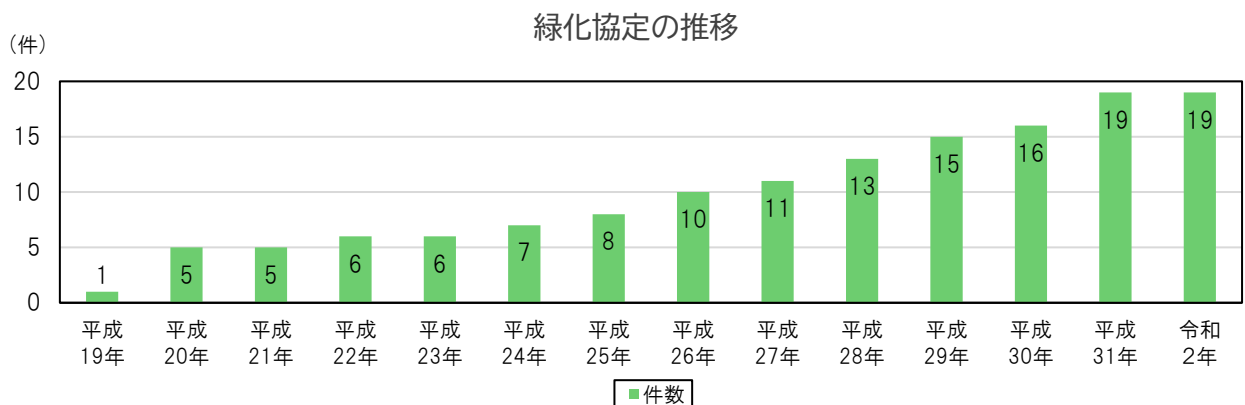
⑧ 緑化協定の概要

ア 緑化協定の概要

【対象となる用地及び緑地基準】

土地の区分	緑地率		緑地内容	樹木による緑地
工場用地 ⇒1ha 以上	工業専用地域	敷地内 10%以上	ア.事業敷地内緑地 ・樹木、芝その他の地被植物、屋上緑化施設、壁面緑化施設等。 ・外周には樹木を極力多用する。 ・敷地内周辺緑地のうち、住宅地域等に面し、緩衝効果がある緑地は保全に努める。 イ.事業敷地外緑地 ・樹林地、芝地等。	次のいずれかに適合するもの、及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの。 ① 高木(樹高4m以上)1本以上／10㎡ ② 高木1本以上＋中低木 20 本以上／20㎡
	工業地域、準工業地域	敷地内 15%以上		
	上記以外の地域	敷地内 20%以上		
	・樹木による緑地率は事業敷地の内外で10%以上。 ・将来において、総緑地率を事業敷地の内外で 20%以上とするよう努める。			
住宅用地 ⇒10ha 以上	敷地内で、樹木により 10%以上		敷地内ですべて樹木による。	
その他の用地 ⇒1ha 以上	敷地内で、樹木により 10%以上		敷地内ですべて樹木による。	

イ 市内の現況(累積)



緑化協定一覧

番号	協定締結 年月日	事業所名	所在地先
1	H19.9.5	株式会社シンコー	松崎台地先
2	H20.3.5	CRE 松崎Ⅱ物流センター	松崎台地先
3	H20.3.6	株式会社ナンシン 千葉ニュータウン工場	みどり台地先
4	H20.8.5	(仮称)生活協同組合連合会 コープネット事業連合 印西要冷センター	松崎台地先
5	H20.11.27	日栄インテック株式会社 東京工場	みどり台地先
6	H22.8.6	東洋合成工業株式会社 感光材研究所	若菰地先
7	H24.11.7	(仮称)太陽商運印西事業所	松崎台地先
8	H25.9.11	(仮称)千葉第2ビル	大塚地先
9	H26.4.28	(仮称)印西テクノロジービル	泉野地先
10	H26.5.8	彌榮精機株式会社倉庫棟・工場棟・研修棟	松崎台地先
11	H27.1.22	プロロジスパーク 千葉ニュータウンプロジェクト	泉野地先
12	H28.2.18	(仮称)オーベクス株式会社 千葉ニューテックセンター新築工事	鹿黒南地先
13	H28.2.28	(仮称)グッドマンビジネスパーク千葉ニュータウン新築工事	鹿黒南地先
14	H29.10.16	mapletree 千葉ニュータウンロジスティクスセンター新築工事	泉野地先
15	H29.12.11	(仮称)印西ロジスティクスセンター新築工事	松崎台地先
16	H30.1.11	(仮称)グッドマンビジネスパーク ステージ2新築工事	鹿黒南地先
17	H31.1.23	(仮称)グッドマンビジネスパーク ステージ3新築工事	鹿黒南地先
18	H31.2.6	彦山精機株式会社 印西工場	牧の台地先
19	H31.2.18	(仮称)アイミッションズパーク印西2新築工事	松崎台地先

※事業所名は緑地計画書より記載。

⑨ 公園・道路の美化活動団体及び里山保全活動団体等一覧

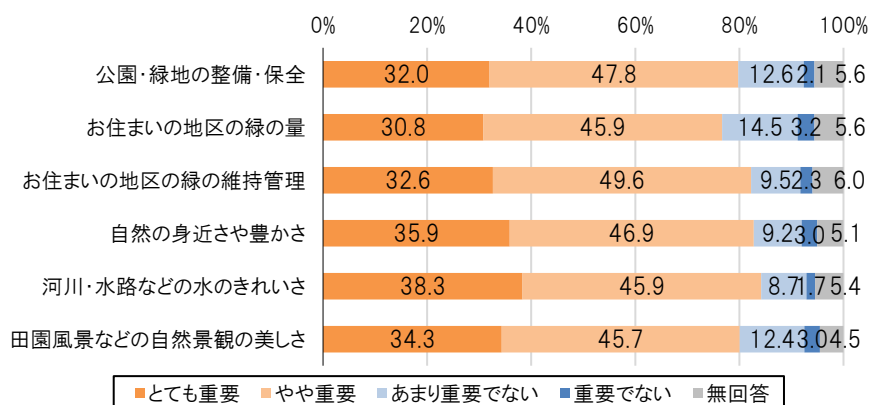
番号	団体名	公園美化活動団体	ふれあい ロード 美化活動 団体	千葉県道 路アダプ プログラム 参加団体	企画提案 型協働事 業(令和2 年度)
1	北総ふれあいの里・笑呼ネット	○			
2	高花2丁目北自治会	○			
3	花の会	○			
4	七畝割町内会	○			
5	木下万葉公園後援会	○			
6	高花五丁目清掃会	○			
7	浦幡新田公園の緑を守る会	○			
8	ガーデン新鮮組	○			
9	特定非営利活動法人小林住みよいまちづくり会	○			
10	木下東臯月会	○			
11	丸山の会	○			
12	西部公園パークゴルフクラブ	○			
13	いには野環境ボランティア	○	○		
14	木下南公園等の藤を剪定する会	○			
15	原山花の丘自治会	○			
16	草花愛好会	○			
17	本埜グランドゴルフ同好会	○			
18	印旛弓友会	○			
19	NPO 法人亀成川を愛する会	○			
20	フルール	○			
21	花のことば会	○			
22	内野ゲートボール美化クラブ	○			
23	牧の木戸老人会	○			
24	緑地を活かす会	○			
25	印西いーまち会		○		
26	ラーバンクラブ		○		
27	滝野ラベンダーの会		○		
28	いには野アカガエルの里を守る会		○		
29	牧の原5丁目 自治会		○		
30	クリーンアース 031		○		
31	桜苑壱番街管理組合植栽委員会		○		
32	社会福祉法人 昭桜会		○		

番号	団体名	公園美化活動団体	ふれあい ロード 美化活動 団体	千葉県道 路アダプ プログラム 参加団体	企画提案 型協働事 業(令和2 年度)
33	師戸寿会		○		
34	Makinohara4-Chome East Resident's Community		○		
35	植えるカム・アルカサル		○		
36	大門下ビオトープ研究会		○		
37	たきのきたロードクラブ		○		
38	千葉ニュータウン中央北地区を素敵なまちにする会		○		
39	クリーンロード			○	
40	木下まち育て塾			○	
41	特定非営利活動法人印西市観光協会				
42	特定非営利活動法人エコネットちば				○
43	特定非営利活動法人里地里山保全ねっと				○
44	特定非営利活動法人谷田武西の原っぱと森の会				○

※令和2年4月1日時点で市等と協定書や確認書等を締結している団体及び令和2年度企画提案型協働事業を実施している団体を掲載している。なお、この他にも活動を行っている団体があるがここでの掲載は控える。

(2) 市民意向調査結果

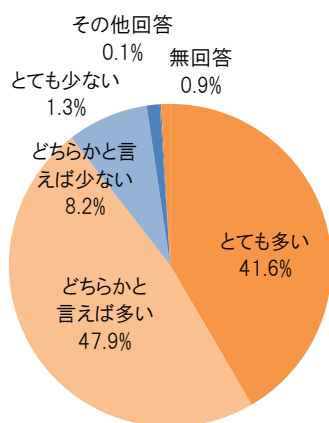
① 都市づくりを進めていく上での重要度



都市づくりを進めていく上での重要度について、「河川・水路などの水のきれいさ」が 84.2%と重要度が最も高く、次に「自然の身近さや豊かさ」が 82.8%となっています。

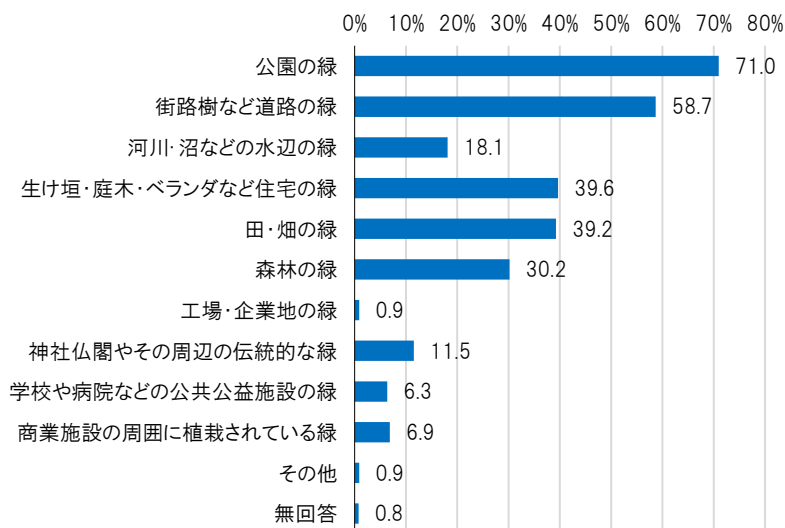
② 居住地周辺の緑の評価

【居住地周辺の緑の量】



居住地周辺の緑の量について、「とても多い」「どちらかと言えば多い」が、89.5%となっています。

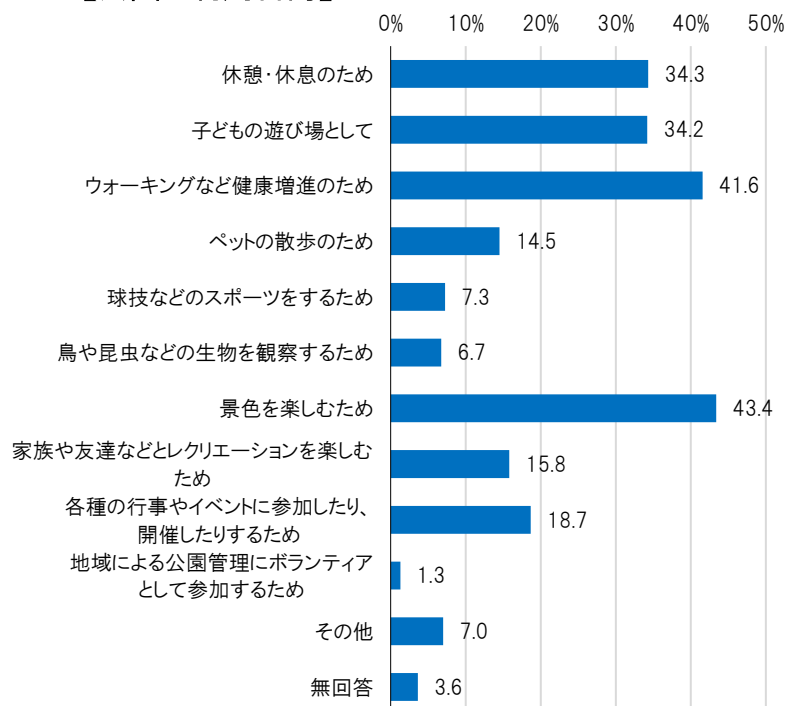
【居住地周辺に多く存在する緑の種類】



居住地周辺に多く存在する緑の種類は、「公園の緑」が 71.0%と最も多く、次に「街路樹など道路の緑」の 58.7%となっています。

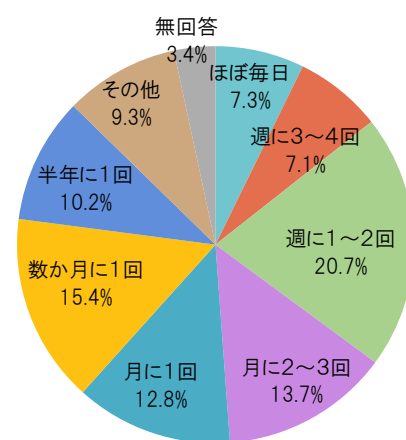
③ 市内の公園について

【公園の利用目的】



市内の公園の利用目的は、「景色を楽しむため」が43.4%と最も多く、次に「ウォーキングなど健康増進のため」が41.6%となっています。

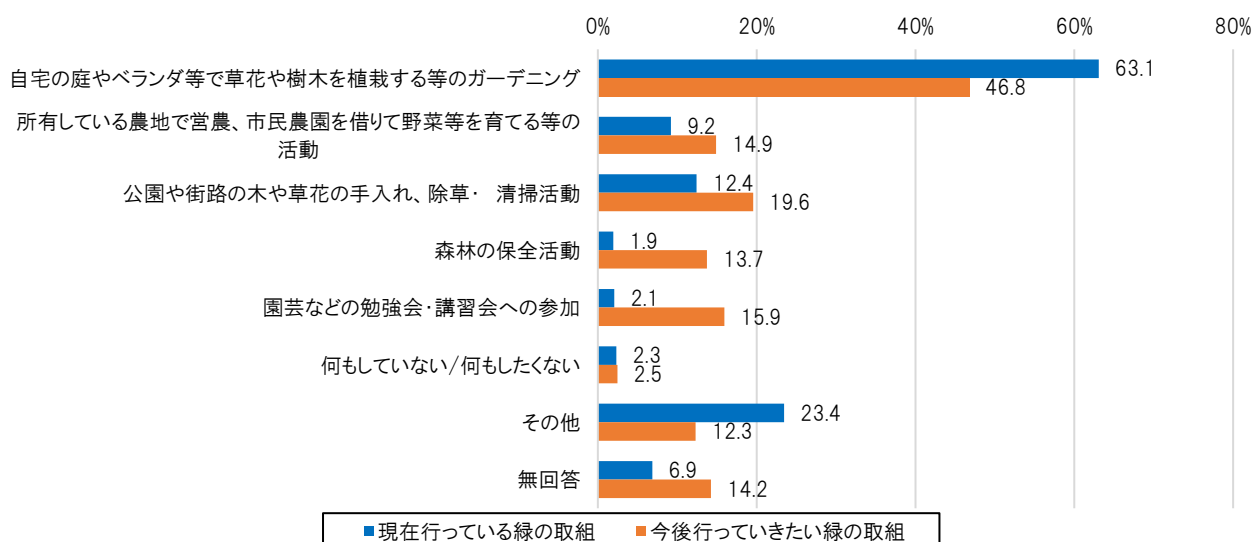
【公園の利用頻度】



市内の公園の利用頻度は、「週に1～2回」が20.7%と最も多く、次に「数か月に1回」が15.4%となっています。

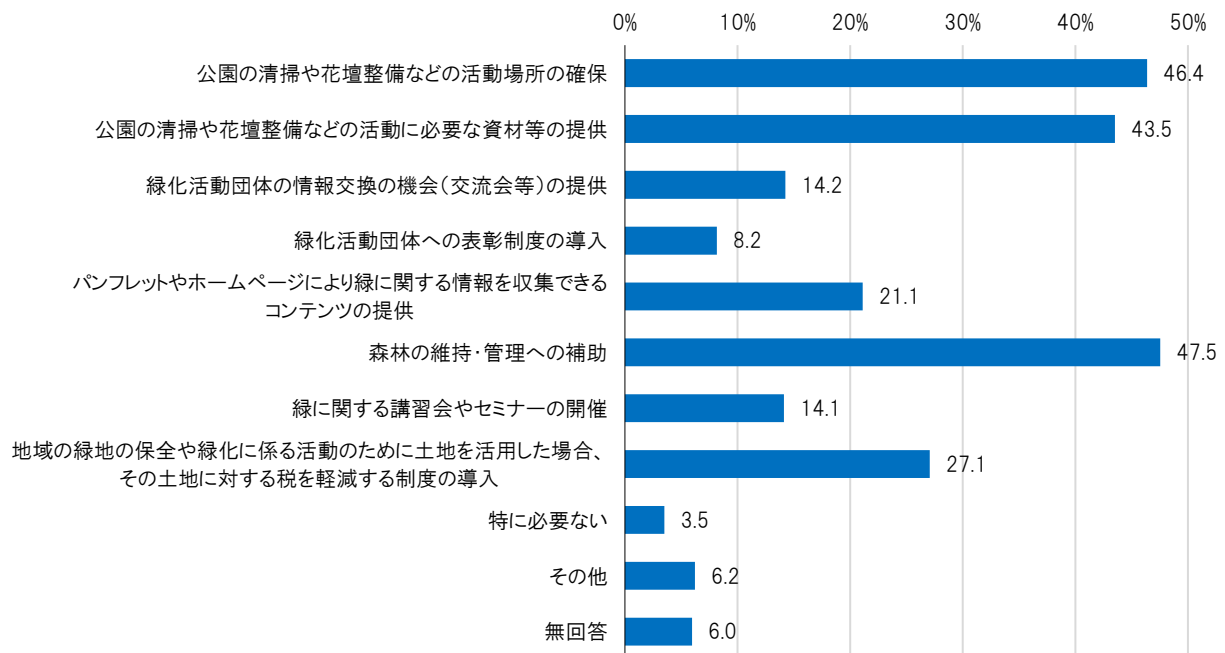
④ 緑に関する取組について

【現在行っている・今後行っていきたい緑の取組】



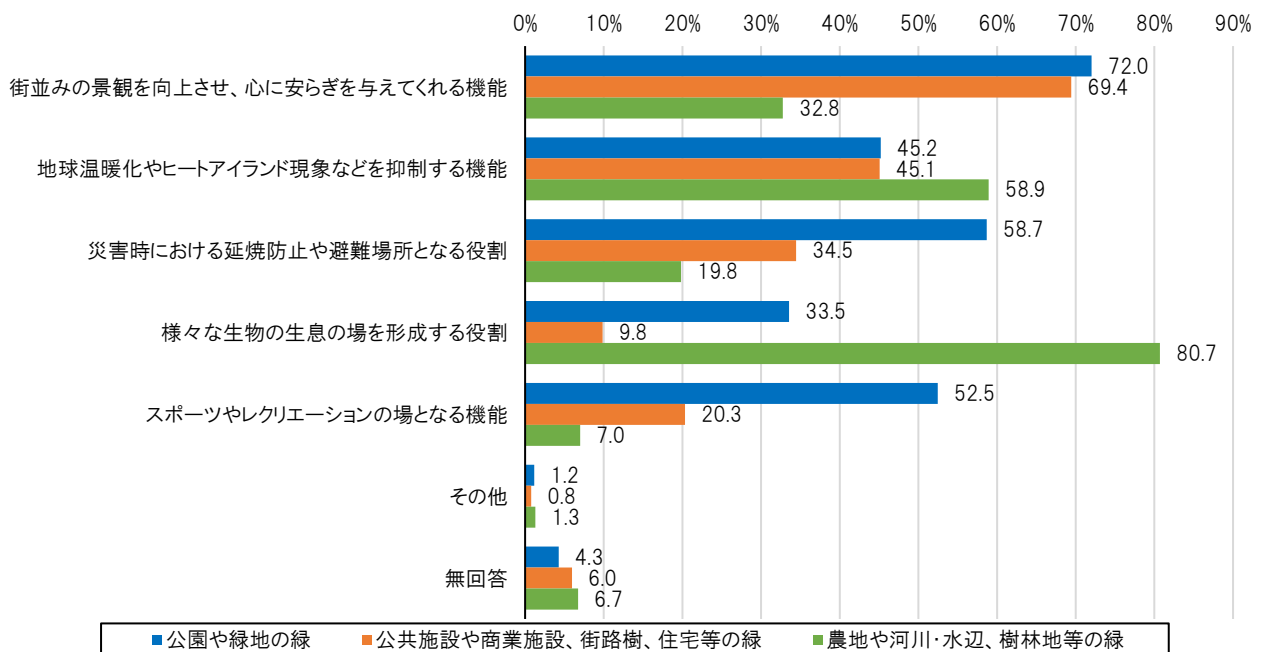
現在行っている取組・今後行っていきたい取組は、「自宅の庭やベランダ等で草花や樹木を植栽する等のガーデニング」が63.1%・46.8%とそれぞれ最も多くなっています。

【市に求める支援】



市に求める支援は、「森林の維持・管理への補助」が 47.5%と最も多く、次に「公園の清掃や花壇整備などの活動場所の確保」が 46.4%となっています。

⑤ 緑の持つ機能について



緑の持つ機能は、「公園や緑地の緑」と「公共施設や商業施設、街路樹、住宅等の緑」は「街並みの景観を向上させ、心に安らぎを与えてくれる機能」が 72.0%・69.4%とそれぞれ最も多く、「農地や河川・水辺、樹林地等の緑」は「様々な生物の生息の場を形成する役割」が 80.7%と最も多くなっています。

2 前計画の施策の実施状況

(1) 施策の取組状況の検証

前計画では、市民・企業・行政が連携して、ふれあいとうるおいのある緑豊かなまちをつくっていくために、5つの柱を立て22の施策を展開しました。

◆5つの柱の施策内容の概要

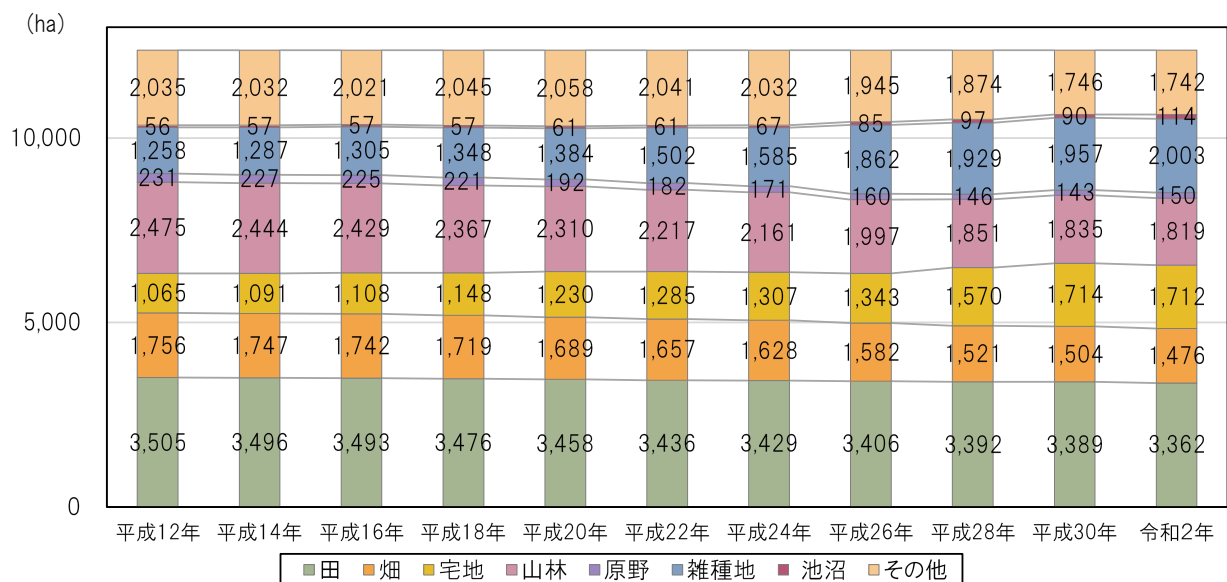
5つの柱	概要
里山の緑と歴史を守る	印西市の緑を特徴づける里山の樹林地、草地、農地、湧水、水路等の保全及び歴史的文化的環境の保全に係る施策を展開する。
まちに緑の拠点をつくる	公園緑地は都市の緑の中核をなすもので、自然環境の保全、安全で快適なまちづくりやレクリエーション活動の場の提供、優れた都市景観の形成など重要な役割を果たしている。公園緑地の整備を中心に、公共施設の附属緑地や民間施設緑地などの整備にかかる施策を展開する。
水辺を保全・修復し活用する	本市は、北側に手賀沼、利根川、将監川、南側に印旛沼につながる神崎川等の良好な水辺環境を有し、千葉県でも有数の豊かな水系を誇る地域である。この水辺環境を保全するとともに、より豊かな自然を有する水辺や親しみやすい水辺として修復し活用する施策を展開する。
花と緑の美しいまちをつくる	花と緑あふれる美しく快適なまちづくりのためには、行政だけではなく、市民や企業が役割を分担し、協力しあって緑化を進めることが必要である。公共公益施設の緑化をモデルとして、住宅地や向上、商店や事務所などの緑化を奨励するための施策を展開する。
市民・企業・市が連携して緑豊かなまちをつくる	都市緑化の気運を盛り上げ、市民・企業・市が一体となって緑化を推進していくための仕組みと活動の充実を図る。

基本方針1:里山の緑と歴史を守る

【取組施策】

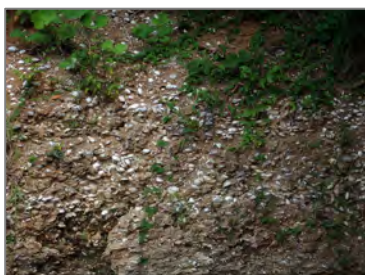
- 県の千葉の里山・森づくりプロジェクトでリーディング事業に選定された武西地区の緑地を千葉県から引受け、市有地として確保しました。
- 木下万葉公園内での国指定の天然記念物である木下貝層の見学スペースの設置や市の指定文化財である小林の道作古墳群を歴史広場として整備することで、指定文化財の周知・活用及び文化財周辺の緑地の保全を図りました。
- 千葉ニュータウン内に残る史跡である泉新田大木戸野馬堀遺跡や掩体壕を緑地として確保することで史跡を保存しました。
- 各法令等に基づき農地や森林を保全しました。

地目別の土地利用面積の推移



【市内の現況】

- 令和2年の本市の地目上の土地利用は自然的な土地利用が市全域の55.9%であり、前計画策定時の平成12年と比較し8.9%減少しています。
- 市内の経営耕地面積2,841haのうち、515haが耕作放棄地となっており(平成27年)、平成12年から平成27年にかけて約9.3%増加しています。
- 指定文化財は、国指定が6件、県指定が17件、市指定が26件、国登録有形文化財が1件の計50件、そのうち天然記念物、史跡として10件が指定されています。



木下貝層



道作古墳群歴史広場



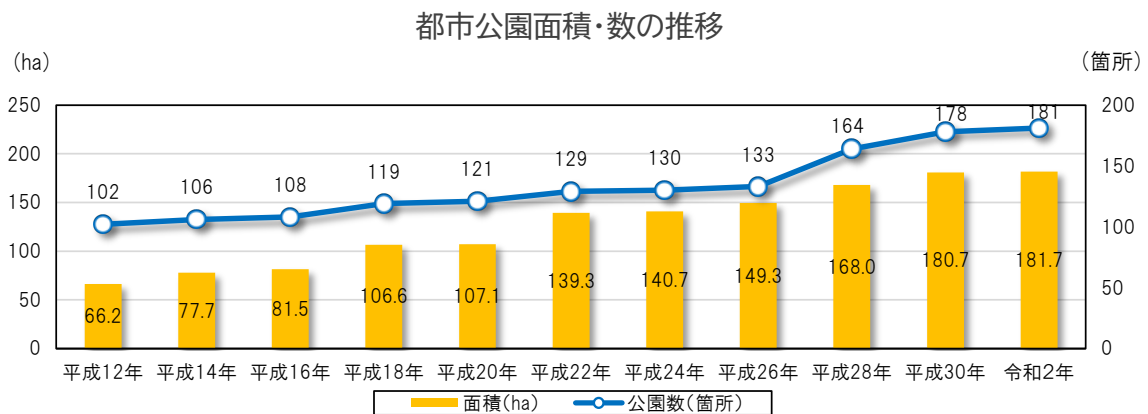
掩体壕

基本方針2:まちに緑の拠点をつくる

【取組施策】

- 松山下公園での総合体育館の整備や、木下万葉公園、木下交流の杜公園など自然、文化を生かした公園を整備しました。
- 千葉ニュータウン事業により整備された泉公園など45箇所の公園・都市緑地を開園しました。
- 公園以外でも、竹袋調整池や木下交流の杜広場、木下交流の杜コスモスフットサルパークなども整備しました。

【市内の現況】



- 令和2年4月の市内の都市公園は、181箇所、181.7haが整備され、市民1人あたりの公園面積は17.5㎡/人となっており、前計画策定時から約2倍に増加しています。これは、千葉ニュータウン事業の進展により計画的に公園が整備されたこと等により都市公園が大幅に増加したものです。
- 市全域における緑地は7,123.9ha(市全域の58%)であり、都市公園などの「施設緑地」が800.2ha(市全域の7%)、農業振興地域農用地区域などの「地域制緑地」が8,513.8ha(市全域の69%)となっています。(ただし、施設緑地と地域制緑地に重複あり)



松山下公園



泉公園



木下交流の杜コスモス
フットサルパーク

基本方針3:水辺を保全・修復し活用する

【取組施策】

- 手賀沼、印旛沼等の水辺で繁殖している特定外来種のナガエツルノゲイトウなどの駆除を市民団体との協働により実施しています。
- 別所緑地に、市民が気軽に水辺環境などを観察できるよう、デッキを設置しました。
- 弁天川、六軒川などでは、NPO団体が舟運事業を実施し、また、「木下河岸」などの調査・研究・啓発を市民団体との協働で実施しています。



ふるさといんざいぐらり川めぐり



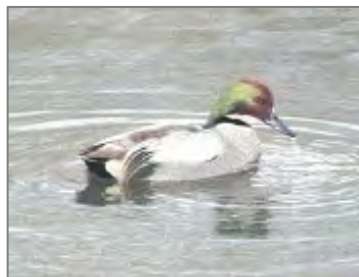
木下の蔵

【市内の現況】

- 自然環境調査の結果から、国・県等で指定されている希少性の高い注目種が確認されています。



アカシデ(注目種)



ヨシガモ(注目種)



オオモノサシトンボ(注目種)

- 特定外来生物は、ナガエツルノゲイトウやカミツキガメ、ブルーギルなどが多くの地点で確認されています。



ナガエツルノゲイトウ
(特定外来生物)



カミツキガメ(特定外来生物)



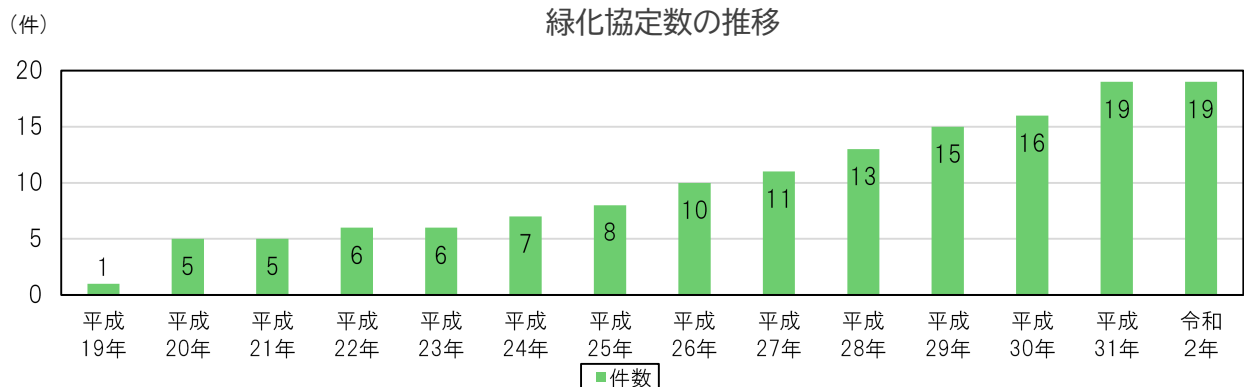
ブルーギル(特定外来生物)

基本方針4:花と緑の美しいまちをつくる

【取組施策】

- 市の花であるコスモスの種を配布し、学校等、市内各所で花を咲かせる取組を実施しています。
- ヒートアイランド現象の緩和が期待されるグリーンカーテンの苗を配布しており、また、グリーンカーテンコンテストを実施するなど、市民にグリーンカーテンを周知しています。
- 工場、事業所、住宅用地等を対象とした緑化協定が19件締結され、スマートハイムシティ印西牧の原地区において緑地協定が締結されました。
- 都市公園では、24団体が公園での清掃や花植えを実施し、別所谷津公園、竹袋調整池や道作古墳群では、市民団体との協働による管理を実施しています。
- 道路では、15の美化団体が清掃や花植えを実施しています。

【市内の現況】



- 市内での緑化協定は令和2年4月現在19件あり、平成20年から4倍に増加しています。
- 現在、スマートハイムシティ印西牧の原地区において、緑地協定が締結されています。
- 小・中学校や市役所等の市内の公共施設では、敷地内の緑化に取り組んでいます。



印西市役所



グリーンカーテン



スマートハイムシティ
印西牧の原地区

基本方針5:市民・企業・市が連携して緑豊かなまちをつくる

【取組施策】

- 都市公園では、24団体が公園での清掃や花植えを実施し、別所谷津公園、竹袋調整池や道作古墳群では、市民団体との協働での管理を実施しています。(再掲)
- 千葉県から引受けた武西地区の緑地において市民団体と協働で管理を実施しています。
- 道路では、15の美化団体が清掃や花植えを実施しています。(再掲)

【市内の現況】

- 市によるウォーキングコースなどのマップの配布や、NPO団体によるウォーキング大会の実施など、緑の中を歩く機運を高めています。



ウォーキングコースマップ



別所谷津公園



小林ウォーキング大会



美化活動の様子

（２）緑化重点地区への取組検証

「緑化重点地区」は、駅前など都市のシンボルとなる地区や緑が少ない地区、風致の維持が特に重要な地区、緑化の推進に対し住民の意識が高い地区などを対象に設定するものです。

① 木下駅南地区

【前計画策定時の地区概要】

- 駅前のシンボルとなる地区であるが、現在は緑が少ない。
- 地区の一部に土地区画整理事業の実施が予定されており、緑豊かなまちづくりの可能性が高い。
- 既成市街地の緑化モデル、土地区画整理事業による緑豊かなまちづくりのモデルとして、波及効果が期待される。



木下駅南地区 区域図

【取組施策】

- 四季を感じる歩行空間の整備として、木下南のメイン道路（市道14-003号線）に街路樹（ハナミズキ）を植栽し、幹線道路（市道00-008号線）に河津桜を植栽しました。
- 緑の拠点の整備として、木下万葉公園、木下交流の杜公園、木下南公園、木下交流の杜広場の整備を行いました。
- 花と緑のうるおいのまちづくりとして、木下駅南口駅前の緑化やイルミネーションを実施しました。



木下万葉公園



木下交流の杜公園

② 結縁寺の里山地区

【前計画策定時の地区概要】

- 本市の特徴ある緑の一つとして里山があげられるが、中でも結縁寺の里山は、自然性、歴史・文化性、景観、アクセス、管理状況などあらゆる点で優れた地区である。
- この里山の保全に積極的な市民グループがあり、地区住民と連携した施策展開の可能性が高い。
- 千葉ニュータウン区域及び松崎工業団地に隣接し、緊急に保全する必要がある、保全型の緑化重点地区のモデルとして最適である。



結縁寺の里山地区 区域図

【取組施策】

- 地区内で説明会及び先進地視察等を実施しました。
- 地域の人と先進地視察等を実施しました。
- 結縁寺門前の散策路を整備しました。
- (財)イオン環境財団、里地ネットワーク主催のイベントを開催しました。
- まちづくりファンドの助成を活用し、結縁寺に水洗トイレ・駐車場・案内看板を整備しました。



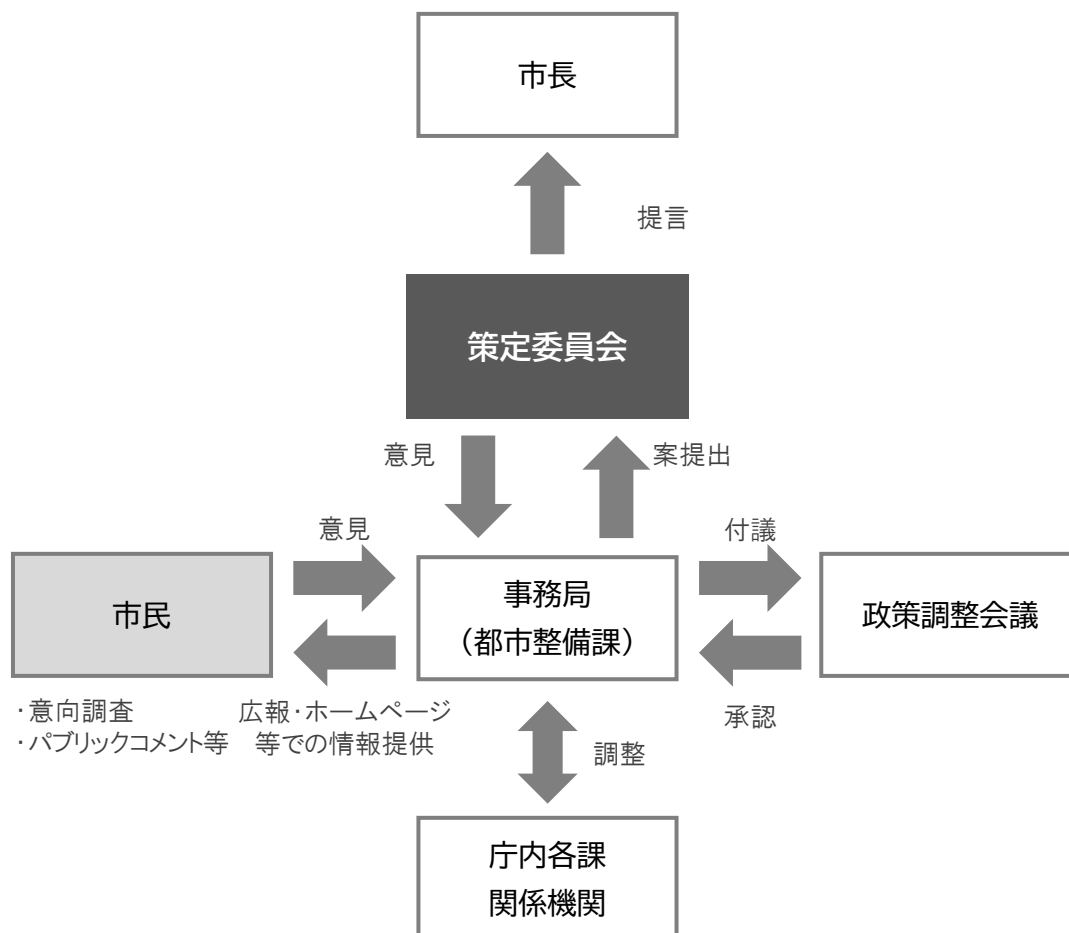
結縁寺



結縁寺門前のため池

3 印西市緑の基本計画 検討の経緯

(1) 策定体制



(2) 印西市緑の基本計画検討委員会

① 印西市緑の基本計画検討委員会設置要綱

印西市告示第19号

印西市緑の基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 印西市緑の基本計画（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画をいう。以下同じ。）の策定に当たり、住民の意見や専門的な見地からの意見を反映させるため、印西市緑の基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、印西市緑の基本計画に定める内容について、検討を行い、市長に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、11人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体に属する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、印西市緑の基本計画の策定が完了するまでとする。

(委員長等)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

② 印西市緑の基本計画検討委員会 委員名簿

分類	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者(緑化)	阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部造園科学科准教授	委員長
学識経験者(建築)	安田 博道	横浜国立大学 非常勤講師	
学識経験者(樹木医)	富塚 武邦	樹木医会 元千葉県支部長	副委員長
学識経験者(公園管理)	勝 正弘	元公園管理運営士	
学識経験者(環境)	鈴木 康雄	元県自然保護指導員	
関連団体(千葉県)	川合 秀和	千葉県公園緑地課都市緑化推進班 班長	
関連団体(農業)	清水 眞市	印西市農業委員会委員	
関連団体(観光)	山口 道博	特定非営利活動法人印西市観光協会 副理事長	
関連団体(市民活動)	小山 尚子	NPO 法人亀成川を愛する会 理事長	
関連団体(市民活動)	高橋 誠	特定非営利活動法人小林住みよいまちづくり会 理事長	

③ 印西市緑の基本計画検討委員会の開催状況

	開催日		内容
第1回	令和 2年	8月(書面開催)	緑の基本計画の基本的事項、緑の現況と課題
第2回		9月24日(木)	緑に関する課題の検討、緑の将来像と目標の検討
第3回		10月27日(火)	実現のための施策の方針の検討、緑化重点地区・保全配慮地区の計画の検討 等
第4回		11月26日(木)	パブリックコメントへ諮る素案の検討
第5回	令和 3年	3月(書面開催)	計画書(案)の検討、提言書(案)の検討

④ 提言書

令和3年3月12日

印西市長 板倉 正直 様

印西市緑の基本計画検討委員会
委員長 阿 部 伸 太

印西市緑の基本計画の策定について（提言）

当委員会では、令和2年8月から5回の委員会を開催し、印西市緑の基本計画（案）について、検討を行ってきました。

検討の過程において、各委員から出された意見については、概ね適正に反映され、総じて妥当であると提言いたします。

また、計画を推進する際は、特に以下の点に注力いただきたく、併せて提言いたします。

記

- 1 都市公園の整備及び管理については、利用者である市民及び対象地周辺の方々の声を反映できるよう努めていただきたい。
特に、周辺が里山環境である場合など、必要に応じて、市民や専門家の意見を聴く機会を設けるよう努めていただきたい。
- 2 緑は適正に管理されているからこそ、様々な機能が発揮され则认为ます。特に都市の中の緑は、管理不足による景観の悪化にとどまらず、見通しの妨げになるなどをはじめ、防犯面からも市民の生活環境に影響を及ぼすので、これらの緑について、適正な管理に努めていただきたい。
- 3 斜面林や谷津田、水路等により構成される里山については、印西市の重要な緑であるとともに、環境保全機能や防災機能等を備えたグリーンインフラとしても、また、多様な生物が生息する環境としても貴重なものであるが、特に谷津田については、作業性の悪さに伴う低生産性や後継者不足などにより、耕作放棄地が増加している一方、農地としての法の制約もあり、耕作等に取り組めるような対応策も限定されている状況である。そこで、農業従事者だけでなく、市民をはじめ広く産学官民の連携などにより対応策を検討するよう努めていただきたい。
また、里山環境全体としても、グリーンインフラ機能を活かせるよう緑の保全に向け、多方面での検討に努めていただきたい。
- 4 市街化区域の緑辺は、市街化調整区域の良好な緑を有する環境と接する重要な場所であることから、開発等を行うときは、周辺への悪影響を低減し、周囲の生態系を保つよう配慮に努めていただくとともに、新たな植樹などにより、ヒートアイランド現象をできる限り抑制することや、風の通り道への配慮をしていただきたい。

また、良好な緑による都市景観は立地企業のイメージアップ等にもつながることから、企業進出に伴うグリーンインフラを活用した緑化に関するガイドラインの策定や、モデル地区を選定するなどの、先進的な取り組みを検討されたい。

- 5 近年頻発する大雨等の異常気象は、二酸化炭素等温室効果ガスによる地球温暖化が影響している可能性が高いと言われており、温室効果ガスの排出量の削減について、緑の有する機能の観点等からも、健全な緑の維持保全と創出に努めるとともに、温室効果ガスの測定等の基礎的な状況把握に努めていただきたい。
- 6 印西市の多様な生態系を担う植物や生物の保護を行うとともに地域の歴史を語りシンボルとなっている巨樹・古木等の保全にも努めていただきたい。
- 7 市が策定する各種計画において、長期目標を設定する際は、地球規模での環境の変化への問題意識についても、身近な社会情勢の変化と捉え、議論をしていただきたい。

以上

(3) 印西市緑の基本計画（案）のパブリックコメントの実施概要

募集期間	令和3年1月6日(水)～1月19日(火)
周知方法	市ホームページ及び広報いんざいへの掲載
閲覧場所	市ホームページ、市役所(行政資料コーナー、都市整備課)、支所、出張所、公民館、図書館
提出人数	7名
提出件数	29件

4 用語集

— あ —

一時避難場所	P.41	災害時の危険を回避するため、一時的に避難する避難場所。本市では近隣公園以上の規模を有する公園が指定されている。
一般廃棄物	P.48	廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物。
印西市表彰規則	P.43	長年にわたり顕著な功績のあった個人・団体または、市民の模範となる善行をした個人・団体の表彰を行う際の必要な事項を定めた印西市独自の規則。
雨水浸透枳	P.38	雨どい等から流入してくる雨水を受ける枳で、側面及び底面にある浸透孔から雨水を地中に浸透させる構造のもの。
運動公園	P.13	主として運動の用に供することを目的とする公園。
エコロジカルネットワーク	P.24	対象となる地域において優れた自然条件を有する場所を、生物多様性の拠点として位置づけつつ、拠点間を野生生物が移動できるよう相互に連結させたネットワーク。
屋外体育施設	P.15	屋外に位置する陸上競技場や野球場、テニスコート等の体育施設。なお、当計画書においては、都市公園施設以外のものをいう。
汚染物質	P.5	経済、社会活動により排出される各種廃棄物質のうち、環境を汚染する有害物質。
オープンスペース	P.1	公園、広場、街路空間や駅前広場などの、建物によって覆われていない敷地のこと。
温室効果ガス	P.5	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つ二酸化炭素などの気体。

— か —

街区公園	P.14	おおむね半径250mの範囲に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
開発行為	P.40	建築物の建築、特定工作物の建設を目的とした土地の区画形質を変更する行為。
外来種	P.12	もともとその地域に生息・生育していなかったが、人間の活動によって他の地域から移入してきた生物。
合併処理浄化槽	P.38	し尿と生活雑排水をまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べ、排水先の河川等水域の汚濁を軽減する効果がある。
関東ローム層	P.8	関東地方の台地や丘陵をおおう火山灰層。第四紀更新世に箱根・富士・赤城・男体・榛名・浅間の諸火山から噴出したもの。
協働	P.7	市民等と市がそれぞれの役割を自覚し、自主的な意思に基づき、対等な立場で互いに協力及び連携しながらまちづくりを進めること。
近隣公園	P.14	おおむね半径500mの範囲に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
グリーンインフラ	P.2	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組。
グリーンカーテン	P.42	つる性の植物を育てて、窓や壁を覆うことにより、日差しをさえぎり、さらに葉の「蒸散作用」を利用して気温を下げるもので、エアコンの使用時間を減らしたり、設定温度を高め設定できたりと省エネルギーにつながる緑のカーテン。
県立印旛手賀自然公園	P.4	印西市・柏市・我孫子市・佐倉市・成田市・栄町・酒々井町に位置し、印旛沼・手賀沼を中心とした66.06km ² の自然公園。
広域避難場所	P.41	地震時の市街地延焼火災から身を守るための広いオープンスペースとして、概ね10ha以上の空地、又は土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害における避難上必要な機能を有すると認められ指定された場所。
広域防災拠点	P.41	災害時に、主に人や物の流れを扱う拠点となり、中核的な広域防災拠点や地域防災拠点と情報を共有、ネットワーク化し、相互に連携することにより、広域的な災害対策活動を展開する上で非常に重要な役割を持つ拠点。
公園施設長寿命化計画	P.46	市が管理する遊具などの公園施設について、公園利用者の更なる安全性確保や機能の維持に向け、適正な施設点検や維持管理等の予防保全管理を行い、施設の長寿命化対策及び計画的な修繕、改築、更新を行うことを目的とした計画。
公開空地	P.13	不特定多数の人が日常利用することのできる民有のオープンスペース。
公共公益施設	P.1	住民の生活のために必要な施設の総称のこと。一般的には教育施設、官公庁施設、コミュニティ施設などをいう。
耕作放棄地	P.23	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地。

在来種	P.24	動植物の品種のうち、ある地方の風土に適し、その地方で長年栽培、飼育又は自生している種。
里山	P.2	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。 印西市においては、谷津田とその周辺の斜面林が主な構成要素。
市街化区域	P.12	都市計画法に基づき、既に市街地を形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、都市の発展動向等を勘案して市街地として積極的に整備する区域。
市街化調整区域	P.12	都市計画法に基づき、市街化を抑制すべき区域であり、原則として用途地域を定めず、農林漁業用の建築物等や一定の要件等を備えた開発行為以外は許可されない区域。
指定管理者制度	P.40	民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度。
指定緊急避難場所	P.41	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、市町村長が指定した安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所のこと。
児童遊園	P.13	児童福祉法に基づき児童の健康増進や、情操を豊かにすることを目的とし、児童福祉の観点で提供されている児童厚生施設。
自然公園	P.4	自然公園法に基づき、優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園。
市民農園	P.15	農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園。
新型コロナウイルス感染症	P.2	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス(COVID-19)」によって発症する気道感染症。
森林環境譲与税	P.36	森林の有する公益的機能の維持に向けて創設された国税である森林環境税を原資とし、森林整備や管理、人材育成・担い手確保等に係る費用に困窮する都道府県や市町村に対し、国から交付される税。
生産緑地	P.15	生産緑地法に基づき、市街化区域内の保全する緑地として指定された農地。
生物多様性	P.1	多種多様な生き物が互いに関連しあいながら存在している状態を指す。種の多様性(多くの種が存在する状態)だけでなく、生態系の多様性(森林や河川など様々な環境が存在する状態)や遺伝子の多様性(同じ種の中にも形や色の個性がある状態)といった概念を含むもの。
生物多様性国家戦略	P.27	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国が定めた基本的な計画。
総合公園	P.13	休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

— た —

地域森林計画 対象民有林	P.13	森林法に基づき策定された地域森林計画において森林整備及び保全の目標等の設定対象となっている民有林。
地球温暖化	P.5	人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO ₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。
地区公園	P.13	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
地産地消	P.35	地域の農産物等を地域で消費すること。
地理情報 システム	P.15	地理空間情報の地理的な把握又は分析を可能とするため、電磁的方式により記録された地理空間情報を電子計算機を使用して電子地図上で一体的に処理する情報システム。
中間処理施設	P.28	廃棄物を減量・減容化、安定化、無害化、資源化する施設。廃棄物の性状に応じて焼却、破碎・選別、圧縮・成形、中和、脱水などの操作が行われる施設。
調節池	P.4	山林等の開発を行うと、一般的に地盤の保水能力が弱まり、集中豪雨の際などに、河川が増水し氾濫する恐れがあるため、河川に一気に雨水等が流れ込まないように、雨水を一時的に貯水する池。
特定外来生物	P.24	生態系、人の生命・身体、農林水産物への被害を及ぼす、または及ぼす恐れがあることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって指令された外来生物。
特定生産緑地	P.37	平成30年に施行された改正生産緑地法により、生産緑地地区の指定から30年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、生産緑地の所有者などの同意を得たうえで、買取申出が可能となる期日を10年延期された生産緑地。
都市計画区域	P.3	一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域。印西市においては、市全域が都市計画区域となっています。
都市計画制度	P.1	まちづくりのルールを定めたものであり、地方公共団体が地域の実情において様々なメニューの中から都市計画を指定していく制度。
都市農地	P.1	生産緑地地区に指定された農地及び、それ以外の市街化区域内農地。
都市公園	P.1	都市公園法に基づく公園または緑地。具体的には、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地などがある。
都市緑地	P.1	都市公園法に基づき、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。
土地区画整理 事業	P.24	都市計画区域内の土地において、宅地の利用の増進や公共施設の整備改善を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を一体的に行う面的市街地開発事業。

— な —

農業振興地域 農用地区域	P.13	長期にわたり、総合的に農業振興を図る地域として指定された農業振興地域のうち、集団的に存在する農用地や、土地改良事業を実施するなどの生産性の高い農地のほか、農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域。
農地中間管理 事業	P.37	農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を促進するため、農地所有者と農業経営者の間に農地中間管理機構が立って農地の貸借等を行い、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進める取り組み。

— は —

白鳥の郷	P.28	コハクチョウを中心とした約1000羽の白鳥が飛来する笠神地区の白鳥飛来地。
バリアフリー	P.20	高齢者や障害者などの日常生活や社会生活における物理的、心理的情報に関わる障壁(バリアー)を取り除いていくこと。
Park-PFI	P.40	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する公募設置管理制度。
ヒートアイランド 現象	P.2	地表面の人工化や人口排熱の増加などが原因となり引き起こされる、都市の気温が周辺の郊外に比べて高くなる現象。
ヘリコプター臨時 離発着場	P.41	情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターの緊急時の離発着場。

— や —

谷津	P.8	丘陵台地の雨水や湧水等の浸食によって生じた谷を指し、三方(両側、後背)に丘陵台地部、樹林地を抱え、湿地、湧水、水路、水田等の農耕地、ため池などを構成要素に形成される地形。
谷津田	P.6	谷津に分布する田んぼ。
優良農地	P.37	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって、生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。

緑陰	P.5	青葉の茂った木立のかげ。
緑化協定	P.15	千葉県自然環境保全条例第26条に基づき、一定面積以上の工場、事業所、住宅用地等を対象とした敷地内に緑を確保するための協定。
緑地協定	P.1	都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する内容を定める協定。
緑被地	P.12	本計画では緑で被われた全ての土地を指します。
レクリエーション	P.5	楽しみとして自由時間に行われる、自発的・創造的な様々な活動。

《写真提供》 笠井幸夫 鈴木康雄 NPO法人亀成川を愛する会
特定非営利活動法人小林住みよいまちづくり会
(敬称略)



印西市緑の基本計画

令和3年3月



発行

印西市都市建設部都市整備課
〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2
Tel:0476-33-4663
Fax:0476-42-6200
HP:<https://www.city.inzai.lg.jp>

裏表紙に掲載している写真について

裏表紙に掲載している写真については、下記のとおりです。



吉高の大桜



古新田川周辺の里山景観



里山授業